

する。さらに、予測計画に従って、現地フィールド調査、資料調査、ヒアリング調査及び類似事例調査、実験調査（室内又は野外）及びシュミレーション調査等の各種調査を実施し、影響の程度を推定する。

予測結果は、所要の図表等を作成して、各保全対象ごとに可能な限り具体的にかつ分かりやすく取りまとめる。

#### (1) 予測計画の立案

##### ア 主要な影響の種類の特定

保全対象の位置、特性及び予定されている事業計画の内容等を踏まえ、保全対象が事業の実施に伴って受ける主要な影響の種類を、次の表に示す「影響の種類の例」を参考にして特定する。

なお、影響の種類は、保全対象の種類及び事業地と保全対象との位置関係の違いによっても異なることに留意する必要がある。

また、主要な影響の種類の特定に当たっては、地形の改変等による保全対象の消滅や直接的・物理的損壊だけでなく、周辺の利用環境の変化やアクセス方法の変化や、それらが持たらす利用特性の変化等についても取り上げるべきである。

表16-6 影響の種類の例

保全対象の種類	影響の種類の例
触れ合い活動の場内	触れ合い活動の場の変化 └ 消滅とそれによる利用性の変化（利用機会の減少等） └ 物理的損壊と、それがもたらす利用特性（利用者数、利用者層、利用形態等）の変化及び快適性等の変化
触れ合い活動の場の周辺	触れ合い活動の場周辺の利用環境の変化 └ 物理的損壊と、それがもたらす利用特性（利用者数、利用者層、利用形態等）の変化及び快適性等の変化
触れ合い活動の場へのアクセスルート上	触れ合い活動の場へのアクセシビリティ（到達性）の変化 └ アクセスルートの変更等とそれがもたらす利用特性（利用者数、利用者層等）の変化及び利用性の変化（到達時間の変化、利用機会の減少等）

##### イ 予測の実施方法の検討

特定された主要な影響の種類ごとに影響の程度を推定するため、予測の精度や作業量等を考慮しつつ、予測の具体的な実施方法を検討する。予測に係る調査には、現地フィールド調査、資料調査、ヒアリング調査、類似事例調査、実験調査（室内又は野外）及びシュミレーション調査等がある。

予測に当たっては、詳細なデータを取得した上で実験やシュミレーション等を行い、類似事例や専門家の意見等を参考にして影響の程度を推定することとなる。また、保全対象や影響の種類に応じた適切な実施方法を採用するように努めることも重要である。

なお、影響の種類に応じた予測方法は、概ね次のようなものがある。

###### ① 消滅又は物理的損壊

保全対象となる触れ合い活動の場の範囲と事業計画における直接的改変領域を地形図上に図示し、図上計測によって物理的改変を受ける面積を測定するとともに、改変面積が保全対象全体に占める割合及び保全対象の構成要素に与える質的变化の内容等について検討する。

## ②利用特性の変化

類似事例や既存知見等を踏まえた比較、考量、計量計画的手法等により、保全対象となる触れ合い活動の場の利用特性（利用者数、利用者層、利用形態等）が事業の実施に伴う影響によりどのように変化するか検討する。

## ③快適性等の変化

アンケート調査やヒアリング調査等を実施し、利用特性の変化に伴う利用者意識における快適性や魅力度の変化等を推定する。

## ④利用性の変化

類似の触れ合い活動の場の分布状況から見た誘致圏（計画地域に来訪する可能性を持つ人々が居住する広がり。計画地域の誘致圏の大きさは、計画地域が持つ触れ合い活動の場としての魅力度やアクセシビリティ（到達性）の善し悪しに等によって左右される。）内における利用機会の減少の推定や、交通量配分等の計量計画的手法等による主要なアクセスルート、アクセスルートの通過交通量、アクセス距離、アクセス時間の変化等の算出を行う。

## (2) 予測の実施及び予測結果の取りまとめ

予測結果に従って、予測に係る各種調査を実施する。予測結果は、各保全対象ごとに、予測の実施方法の概略を説明した上で、所要の図表等を作成して、可能な限り具体的に、かつ、分かりやすく取りまとめる。

なお、予測の実施方法やその結果について具体的に説明を行わずに、単に「環境への影響は軽微である。」といったような紋切り型の記述に終始することは、厳に慎むべきである。

# 16－6 評価

## 1 評価の基本的な手法

### (1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う触れ合い活動の場への影響が環境な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

### (2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これと対比して評価する。

ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）又は愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）に基づく自然公園区域

イ 自然環境保全保全法（昭和47年法律第85号）又は愛媛県自然環境保全条例（昭和48年愛媛県条例第32号）に基づく自然環境保全地域

ウ 温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉

エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく野生動物の種

オ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づく鳥獣保護区内の特別保護地区、休漁区、銃猟禁止区域等

カ 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地保全地区

キ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区

ク 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園